

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百二十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月十四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医療機器	、 1188 から 1190 まで、 1204、 1206、 1208、 1210、 1214、 1215 及び 1216 に掲げる高度管理	、 1147、 1156 から 1107、 1158、 1116、 1160、 1162、 1163、 1172、 1174、 1178、 1180、 1184、 1185	、 1103、 1069、 1072、 1079、 1083、 1086、 1121 から 1122、 1090、 1126、 1093、 1129、 1095、 1131、 1135、 1098、 1139、 1143、 1145	1067、 年 厚生 労働省 告示第 二百九 十八号 ） 別表第 一の1 から 326、 平成 十六	法律第 二条第 五項第 七項第 八号の 規定に よる 厚生 労働大 臣が指 定する 医薬品 、医療 機器等 の品質 、有効 性及び 安全性 の確保 等に関 する	改正後
機器	、 1188 から 1190 まで、 1204、 1206、 1208、 1210、 1214、 1215 及び 1216 に掲げる高度管理医療	、 1147、 1156 から 1107、 1158、 1116、 1160、 1162、 1163、 1172、 1174、 1178、 1180、 1184、 1185	、 1103、 1069、 1072、 1079、 1083、 1086、 1121 から 1122、 1090、 1126、 1093、 1129、 1095、 1131、 1135、 1098、 1139、 1143、 1145	1067、 年 厚生 労働省 告示第 二百九 十八号 ） 別表第 一の1 から 326、 平成 十六	法律第 二条第 五項第 七項第 八号の 規定に よる 厚生 労働大 臣が指 定する 医薬品 、医療 機器等 の品質 、有効 性及び 安全性 の確保 等に関 する	改正前

（傍線部分は改正部分）